

令和 8 年 9 月 28 日
総務省統計委員会

令和 7 年度統計法施行状況に関する審議結果について

1 統計法施行状況に関する審議について

- 統計法施行状況に関する審議は、統計法第 55 条の枠組みの中で、基本計画に掲げられた事項についての各府省の取組状況などを統計委員会が把握することにより、同法の施行状況について確認を行い、その着実な推進を図るために実施
- 令和 7 年度の統計法施行状況については、本年 7 月 27 日に統計委員会に報告。当該報告を踏まえ、各府省における取組の更なる推進を促すため、重要事項を絞り込んだ上で審議を実施

2 審議事項について

第Ⅳ期基本計画の 3 年度目に当たる令和 7 年度の施行状況については、これまでの審議内容を踏まえつつ、次期基本計画策定も見据えて、有意義かつ効率的な審議を行う観点から、下掲の考え方に基づき、次の 2 項目を審議事項として選定

- ・ 土地基本調査（国土交通省）
- ・ 農林水産統計におけるデータ分析支援の取組（農林水産省）

【選定に当たったの考え方】

第Ⅳ期基本計画別表の「第 2 公的統計の整備に関する事項」に掲げられた項目のうち、以下を満たすものを選定

- ・ 実施時期が令和 7 年度（2025 年度）までに到来しているもので、かつ、統計委員会（分科会及び部会を含む。）における審議が過去 2 年間行われておらず、今後も予定されていないもの

3 審議等経緯

令和 8 年 6 月：審議の進め方、審議事項の選定の考え方、審議候補事項について検討

令和 8 年 7 月：統計委員会に令和 7 年度統計法施行状況を報告

これを受け、統計委員会において審議の進め方及び審議事項を決定

令和 8 年 8 月：統計委員会において審議を実施。当該審議を踏まえ、委員長が提示した審議結果の取りまとめの方向性を了承

4 審議結果等

別紙 1 及び 2 のとおり取りまとめたところ

(案)

審議事項 1 土地基本調査

第Ⅳ期基本計画では、我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報のデジタルデータの整備・検討状況も踏まえつつ、引き続き検討を行うこととされている¹。

(1) 取組状況等²**ア 土地基本調査の概要**

- 土地基本調査は、全国の土地・建物の所有・利用状況等に関する全体像を明らかにするため、「法人土地・建物基本調査」（国土交通省所管の基幹統計調査）の結果及び世帯土地統計（「住宅・土地統計調査」（総務省所管の基幹統計調査）の結果を転写・集計）を用いて作成される。
- このうち、法人土地・建物基本調査は、法人における土地・建物の所有・利用状況等に関する実態を明らかにするものであり、全ての法人（約240万法人）から約51万法人を抽出し5年ごとに実施。調査結果は、国民経済計算（SNA）や土地税制の企画立案の基礎資料などに活用されている。

イ 取組状況、今後の予定

- 法人土地・建物基本調査では、調査対象法人の業種等の属性について、事業所母集団データベース等を基に整備した母集団名簿での想定と回答実態の間に乖離が生じていることに加え、報告者数が少ない業種区分において、回収率の低下により、目標精度を達成できない区分が生じるなど、母集団名簿の情報整備や推計精度の確保に課題がある。
- これらの課題解決を図るため、国土交通省は、省内の研究会等において、デジタル庁で整備が進められている不動産ベース・レジストリの不動産登記情報について、母集団情報の補完や標本設計への活用可能性を検討したほか、標本抽出・標本配分の精度向上を図るため、標本抽出層の業種区分の統合等の検討を行った。
- また、不動産登記情報の活用に当たり、不動産ベース・レジストリパイロットシステムから、試行的に整備された加工済不動産登記情報の提供を受け、調査単位や法人の特定について課題整理を行った。
これらの課題を踏まえ、令和8年に実施予定の予備調査において、既存名簿で捕捉できていない土地所有法人の把握や、土地所有の有無や所有規模情報を用いた標本設計の高度化など、加工済不動産登記情報を既存の母集団情報の補完情報として活用できるかを検証する予定である。
- なお、森林簿等の土地に関する行政データについては、整備状況や更新頻度、収録項目、電子化の状況等に差があるため、活用可能性について引き続き検討することとしている。

¹ 第Ⅳ期基本計画（令和5年3月28日閣議決定）別表のうちNo.36を参照。

² 第232回統計委員会（令和8年8月31日）資料5-1を参照。

(案)

(2) 取組状況に対する評価、今後の方向性等

土地基本調査は、全国の土地・建物の所有・利用状況等に関する実態を明らかにし、土地の有効利用を的確に進める上で重要な統計であり、国土交通省の研究会等において、母集団情報の補完情報として不動産ベース・レジストリのデータの活用や、標本抽出層の業種区分の統合など、我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するための課題の解決に向けた検討が一定程度進展していることは評価できる。

土地単位でのパネルデータの作成などを含めた土地基本調査の作成方法の充実等に向けて、令和8年に実施予定の予備調査の検証結果を踏まえ、引き続き、不動産登記情報のデジタルデータによる母集団情報の整備や審査での活用など、具体的な活用方策について検討を進めていくことが期待される。

審議事項 2 農林水産統計におけるデータ分析支援の取組

第Ⅳ期基本計画では、農林水産物・食品の輸出拡大や農山漁村の活性化等といった政策課題について、客観的なデータに基づく施策の検討に資するため、統計部局が省内外の統計データ等を作成・分析し、政策部局へ提供・支援する取組を、学識者の知見も活用しながら推進することとされている³。

(1) 取組状況等⁴

- 証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making。以下「E B P M」という。）に対するニーズが年々高まる中、農林水産省大臣官房統計部では、データに基づく政策立案を支援することを目的に、令和4年に部内横断的な「統計データ分析支援チーム」を設置し、省内外の統計データ等を収集・分析し、政策部局へ提供する取組を開始した。
- 分析テーマについては、毎年度、省内で募集し、施策の重要性等を基に優先順位を検討した上で決定し、政策部局と連携しつつ、統計データと各種業務データ等を組み合わせた多角的な分析を行い、施策の企画・立案を支援している。
- 令和7年度までに、「農村振興」、「林業」、「水産業」といった幅広い分野において、政策部局のニーズに即した意識・意向調査や統計分析を実施し、計16本の分析レポートを報告書として取りまとめ、農林水産省のホームページで公表した。
- 取組を推進していく中で、新たな「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）に本取組の推進が明記されている。今後、省内関係部局との連携強化や地方組織における分析業務の推進等により、同計画に記載されている各種施策に係る目標・K P I の達成状況の検証に寄与するとともに、関連施策の企画や実施に対して一層の支援を行う予定である。

(2) 取組状況に対する評価、今後の方向性等

E B P Mを推進するためには、エビデンスとなる様々なデータを、E B P Mを支える情報として、有効に活用することが重要である。

農林水産省では、統計部局が、政策部局のニーズに即して、既存の統計・行政データや民間データのほか、必要に応じて新規に収集したデータを活用して多角的な分析を行い、その結果を提供することで、政策部局におけるE B P Mを支援する取組を積極的に推進している。また、分析テーマは、「農村振興」、「林業」、「水産業」といった様々な政策課題・政策部局に及んでおり、E B P Mの実践的取組として評価することができる。

政府全体におけるE B P Mの推進のためには、このような取組を着実に積み重ねていくことが重要である。このため、農林水産省においては、統計部局と政策部局の連携強化や地方組織における分析業務の展開などにより、今後、取組を一層推進するとともに、他府省において、農林水産省の取組を参考にして、政策立案におけるデータの利活用の促進が図られることが期待される。

³ 第Ⅳ期基本計画（令和5年3月28日閣議決定）別表のうちNo.53を参照。

⁴ 第232回統計委員会（令和8年8月31日）資料5－2を参照。